令和4年度第5回

第120回札幌市都市計画審議会

議 事 録

令和5年1月25日(水)午後1時30分開会 ニューオータニイン札幌 2階 鶴の間

札幌市まちづくり政策局

■もくじ■

1	開会	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	議事	録署	名	人	の打	省名		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	議事		•	•			•	•	•		•	•		•			•		•	•	•	•	•			•	•		•		•	•			2
()曲長	通関	連	に	つし	ハて	· •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(平岡	3条	₹ 5	丁	目:	地区	又関	連	に	つ	٧١	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
4	閉会		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29

第120回(令和4年度第5回)札幌市都市計画審議会

- 1 日 時 令和5年1月25日(水)午後1時30分~午後3時32分
- 2 場 所 ニューオータニイン札幌 2階 鶴の間
- 3 出席者

委員:岸本 太樹会長をはじめ20名(巻末参照)

札幌市:案件に関係する職員8名(巻末参照)

4 議 事

【諮問案件】

議 案 第1号 札幌圏都市計画用途地域の変更

【稲穂3条7丁目地区、平岡3条5丁目地区】

議 案 第2号 札幌圏都市計画特別用途地区の変更

【稲穂3条7丁目地区、平岡3条5丁目地区】

議 案 第3号 札幌圏都市計画高度地区の変更

【稲穂3条7丁目地区、平岡3条5丁目地区】

議 案 第4号 札幌圏都市計画防火地域及び準防火地域の変更

【稲穂3条7丁目地区、平岡3条5丁目地区】

議 案 第5号 札幌圏都市計画道路の変更【北5条・手稲通、曲長通】

議 案 第6号 札幌圏都市計画道路の変更【平岡循環通】

議 案 第7号 札幌圏都市計画地区計画の決定【平岡3条5丁目地区】

第 120 回 都市計画審議会 案件一覧

【諮問案件】

(市決定)

議	案	第1号	札幌圏都市計画用途地域の変更
			【稲穂3条7丁目地区、平岡3条5丁目地区】
議	案	第2号	札幌圏都市計画特別用途地区の変更
			【稲穂3条7丁目地区、平岡3条5丁目地区】
議	案	第3号	札幌圏都市計画高度地区の変更
			【稲穂3条7丁目地区、平岡3条5丁目地区】
議	案	第4号	札幌圏都市計画防火地域及び準防火地域の変更
			【稲穂3条7丁目地区、平岡3条5丁目地区】
議	案	第5号	札幌圏都市計画道路の変更【北5条・手稲通、曲長通】
議	案	第6号	札幌圏都市計画道路の変更【平岡循環通】
議	案	第7号	札幌圏都市計画地区計画の決定【平岡3条5丁目地区】

<u>案件グループ分け</u>

【諮問案件】

順番等		案件概要												
川貝	省守	地区、施設等 名称	都市計画決定・変更の種別	番号	採決									
			用途地域の変更	議案第1号										
	1		特別用途地区の変更	議案第2号										
		曲長通関連	高度地区の変更	議案第3号										
			防火地域及び準防火地域の変更	議案第4号										
市			道路の変更	議案第5号										
決	2		用途地域の変更	議案第1号	第1号									
定		平岡3条5丁目地区関連	特別用途地区の変更	議案第2号										
			高度地区の変更	議案第3号										
	4	十四0末01日地区関連	防火地域及び準防火地域の変更	議案第4号										
			道路の変更	議案第6号										
			地区計画の決定	議案第7号										

1. 開 会

●事務局(村瀬都市計画課長) 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところ、また、悪天候の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員24名のうち、20名がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年度としては第5回目となります、第120回札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市都市計画部都市計画課長の村瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、新型コロナウイルス感染症対策としまして、できるだけ各座席の間を離すようにしております。また、会場の皆様が質疑の際にはマイクをお渡しいたします。ご利用のたびに消毒をいたしますので、議事録作成のためにマイクを利用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、連絡事項です。

まず、委員の出欠状況についてです。

池田委員、岸委員、椎野委員、渡邊委員の4名からは本日欠席される旨のご連絡をいただいております。

次に、資料の確認をいたします。

議案書とパワーポイント資料につきましては事前に送付させていただいておりますが、 本日ご都合によりお持ちでない委員の方は挙手にてお知らせください。

また、本日、各委員のお席の左側には、配付資料1として会議次第、配付資料2として 案件一覧、配付資料3として委員名簿・座席表をご用意しております。

さらに、本日の議案に関連する部局として、札幌市まちづくり政策局都市計画部、政策 企画部、総合交通計画部の関係職員が出席いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで傍聴席と報道席の皆様にご連絡がございます。

場内の撮影につきましては議事に入りました後はご遠慮をいただいております。議事に 入るのは会長による議事録署名人の指名の後となりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、岸本会長、よろしくお願いいたします。

2. 議事録署名人の指名

●岸本会長 当審議会の会長を務めます岸本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、今回の議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は2名で、1名は学識経験者の回り番、もう1名は市議会議員と市民委員が交代で行い、それぞれの回り番でお願いしております。

今回は、前回からの順番で、佐藤委員と佐々木委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

3. 議事

●岸本会長 それでは、議事に入りますが、場内の写真撮影は、以後、ご遠慮をいただく ようお願いいたします。

本日は、諮問案件の7件について審議をいたします。

審議の進め方ですが、お配りしております配付資料2の案件グループ分けにありますように、案件ごとにご説明をいただく形で進めたいと思います。

ただ、議案第1号の用途地域の変更、議案第2号の特別用途地区の変更、議案第3号の高度地区の変更、議案第4号の防火地域及び準防火地域の変更については、曲長通関連と平岡3条5丁目地区関連の両方を対象としたまとまりのある一つの議案となっております。したがって、説明と質疑は、曲長通関連、平岡3条5丁目地区関連の順番で行いまして、採決については、議案第1号から第4号、議案第5号から第7号を一括して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、説明やご発言に当たりましては、要点を明確に、かつ、簡潔に行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

◎曲長通関連について

- ●岸本会長 それでは、諮問案件のグループ①の議案第1号から第5号の曲長通関連につきまして、担当部局からのご説明をお願いいたします。
- ●宮﨑総合交通計画部長 総合交通計画部長の宮﨑でございます。

曲長通関連として、稲穂3条7丁目地区における議案第1号札幌圏都市計画用途地域の変更、第2号札幌圏都市計画特別用途地区の変更、第3号札幌圏都市計画高度地区の変更、第4号札幌圏都市計画防火地域及び準防火地域の変更、そして、第5号道路の変更として、北5条・手稲通と曲長通の変更についてご説明をさせていただきます。

当案件は、曲長通の一部区間の廃止と、これに伴う交差する北5条・手稲通の一部区域の変更及び地域地区の区域の変更が生じるものでございます。

前方のスクリーンをご覧ください。

本日ご説明する内容は、曲長通の概要、都市計画変更(案)、地域への説明状況及び今後のスケジュールについての3点でございます。

初めに、今回変更を行う曲長通の概要について、スクリーンに表示している順にご説明 をいたします。

今回変更いたします曲長通は、JR札幌駅から北西方向に約13km離れた位置にございます。

次に、曲長通の都市計画決定内容についてです。

曲長通は、起点を市道金山線、終点を国道337号である道央新道とする延長約2,550mの都市計画道路です。代表の車線数は2車線、代表幅員は21mとして計画決定されております。昭和38年に都市計画決定を行った後、平成14年に最終の都市計画変更を行い、現在の計画に至っております。

曲長通は、昭和38年10月に都市計画道路として位置づけられました。当時は、まだ手稲町の時代であり、現在の曲長通周辺は札幌市と小樽市に挟まれていたことから、急速に市街地が拡大しておりました。そのため、健全な市街地の発展に向けて、当該地区の主要道路として曲長通やその周辺の道路が都市計画道路に位置づけられました。

今回変更を行う区間は、赤色で示している起点の金山線から北5条・手稲通の約420m区間となります。曲長通は、この赤色で示した区間が現在未整備となっており、それ以外の区間は整備が完了しております。

続きまして、今回の都市計画変更(案)についてです。

今回の曲長通の変更は、都市計画道路の見直し方針に基づき変更するものですので、まず、この見直し方針についてご説明いたします。

方針策定時点、札幌市では、都市計画道路の整備率が約90%でした。他の政令指定都市と比較すると高い整備率ではありますが、残りの約10%の中には長期未着手箇所があり、都市計画法の建築制限が長期化していることが課題となっておりました。これらの背景などから、適切な都市計画道路の見直しを進めるため、平成20年3月に札幌市都市計画道路の見直し方針を策定しております。

この方針では、見直しを行うための指標や方法を定めており、見直しを検討する対象路線の条件として、都市計画決定から20年以上が経過している、都市計画事業の実施を予定していない、骨格道路網に位置づけられている主要幹線道路ではない、この三つの条件を満たす路線を見直し検討の対象路線としております。

見直しの方法としては、現道幅員等への変更、他の道路への振替、都市計画の廃止がご ざいます。現在、この見直し方針に基づき、市内全域の都市計画道路について順次見直し を実施しており、今回の曲長通の変更はこれに基づいて検討したものでございます。

それでは、曲長通の見直し検討について、次のスライドからご説明いたします。

左の図は、今回の変更区間周辺の拡大図です。

当該区間は、右上の図のとおり、幅員18m、2車線を断面構成とし、市道である金山線へ擦りつく形で都市計画決定されております。

変更区間における状況を整理いたしますと、昭和48年に現在の形状に計画決定されましたが、20年以上が経過した現在も未整備となっております。

また、当該地一帯には既に市街地が形成されており、今後、大規模な開発は見込まれていないことから、都市計画道路ネットワークとして整備する状況にはございません。

さらに、都市計画道路を整備する際には、既に形成された市街地を対象に広範囲な用地 買収が必要となり、周辺の住民の皆様への影響が大きくなるといった課題もあります。 そのため、当該区間の整備の必要性の低下や整備による費用対効果が望めないことにより事業実施が見込めない状況にあることから、今後も都市計画事業を予定していない区間となります。加えて、当該区間は主要幹線道路ではないことから、当該変更区間を見直し対象に選定いたしました。

それでは、見直し方針に基づいた見直し方法の検討についてご説明いたします。

本方針では、見直し方法として、①から③の三つを定めております。

曲長通の見直し方法について、順を追ってご説明いたします。

まず、見直し方法①である現道幅員等への変更についてですが、現況としては、河川箇所周辺において現道が確保されていない状態となっております。そのため、現道幅員等への変更はできない状況にございます。

次に、見直し方法②である他の道路への振替についてです。見直し方針では、見直し対象区間を廃止する際に、将来需要に対応できない場合においては他の道路への交通機能の振替を必要としておりますが、曲長通については見直し区間の都市計画道路を廃止した場合であっても現況の道路網で将来交通需要に対応できることを確認しております。つきましては、他の道路への交通機能の振替は必要ないと判断しております。

最後に、見直し方法③として、都市計画の廃止があります。見直し方針では、将来及び 現況において、周辺道路で交通需要に対応できる場合には都市計画を廃止することとして おります。曲長通については、先ほどのとおり、将来需要に対応できることを確認しまし たが、加えまして、見直し区間周辺で交通量調査を実施したところ、現在でも周辺道路に おいて渋滞が発生していないことを確認しております。

以上により、都市計画道路の廃止が妥当であると整理いたしました。

まとめますと、まず、当該区間は、昭和48年に現在の形状に都市計画決定されましたが、20年以上が経過した現在も事業予定のない未整備区間となっています。そのため、見直し方針に基づき、見直し対象区間として位置づけられ、その方法について整理をしてきたところです。

最初に、当該地は、現況で一部道路がないため、現道幅員等への変更はできません。

次に、現在ある道路においても将来の交通需要に対応できることから、曲長通の機能を 他の道路へ振り替える必要はないと判断しております。

最後に、現在においても見直し区間周辺において渋滞が発生していないことを確認して おりますので、以上の検討により、当該見直し区間については都市計画を廃止したいと考 えております。

このため、曲長通の都市計画変更内容としては、赤色に着色されている未整備区間について都市計画道路の位置づけを廃止し、曲長通の起点を国道5号である北5条・手稲通とすることから、手稲区稲穂2条7丁目へ変更するものです。

さらに、本変更で2車線区間を廃止することに伴い、代表の車線の数を4車線に変更いたします。あわせて、幅員についても延べ延長が最大となる4車線の区間の幅員である20

mに変更いたします。

続きまして、この曲長通の起点の変更に伴って生じる都市計画変更についてご説明いた します。

今回の変更により、北5条・手稲通と用途地域等が変更となります。

初めに、北5条・手稲通の変更内容についてです。

北5条・手稲通については、今回の曲長通の変更に伴い、曲長通との交差部である隅切り区域を廃止いたします。

さらに、今回の曲長通の変更に伴う内容ではございませんが、さきに申し上げた北5条・ 手稲通の隅切り区域の廃止に合わせて、車線の数の決定と交差構造の変更を行います。

車線の数については、現在の形状である4車線に決定いたします。

車線の数は、平成10年の都市計画法施行令の改正により、都市計画で定める事項として 追加されたものですが、北5条・手稲通については、最終の都市計画決定が施行令の改正 前である昭和51年であったことから、施行令改正後に初めて行う都市計画変更の際に併せ て車線の数を定めることとしておりました。つきましては、今回の曲長通との交差部であ る隅切り区域の廃止に合わせ、車線の数を4車線に決定したいと考えております。

次に、交差構造についてですが、北5条・手稲通が交差する都市計画道路との立体交差 及び平面交差の箇所数について変更を行います。

昭和51年の最終都市計画決定時点では、立体交差箇所数を創成川通と札幌新道の2か所、 平面交差箇所数を23か所としておりましたが、昭和51年から現在までの札幌市の都市計画 道路網の変更に伴い、立体交差箇所数が札幌自動車道の1か所、平面交差箇所数が28か所 となりますので、今回の曲長通との交差部である隅切り区域の廃止に合わせて現在の形状 に変更するものでございます。

次に、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域についても変更を 行うため、その内容についてご説明いたします。

用途地域等の一部区域の境界については、都市計画道路曲長通の道路中心としておりましたが、当該道路の一部区間の廃止に伴い、区域の境界を右の図の濃い灰色で示している市道稲穂3条7丁目1号線の道路中心に変更いたします。

それぞれの具体的な変更内容をご説明します。

図の青色の線が変更前の区域、赤色の線が変更後の区域を示しております。

用途地域については、近隣商業地域と準工業地域の境界と第一種住居地域と準工業地域の境界が変更となります。

特別用途地区については、用途地域を近隣商業地域から準工業地域に変更する区域について、第三種小売店舗地区から大規模集客施設制限地区の区域に変更するとともに、第一種住居地域から準工業地域に変更する区域には大規模集客施設制限地区を指定いたします。

高度地区については18m高度地区と33m高度地区の区域を、防火地域及び準防火地域については準防火地域の区域を変更いたします。

以上が用途地域等の変更内容になります。

最後に、地域への説明状況及び今後のスケジュールですが、まず、本案に関する地域説明会についてご報告いたします。

地域説明会は、令和4年9月12日に15時からと19時からの2回で実施いたしました。

対象は、変更する都市計画の計画地及び計画地に接する土地の関係権利者と変更区域を含む暁星第3町内会とし、関係権利者へは個別郵送、町内会へは回覧によりご案内をさせていただきました。その結果、変更後の土地の取扱いについてのご質問はいただきましたが、本変更案に対して反対するご意見はございませんでした。

また、この変更案について、1月4日から1月18日までの2週間で縦覧を行いましたが、 縦覧者は0名で、意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の予定ですが、本日の都市計画審議会への諮問後、令和5年2月下旬に都 市計画変更の告示を予定しております。

以上で曲長通に関連する都市計画変更案についての説明を終了いたします。

ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

●岸本会長 それでは、ただいまのご説明についてご意見やご質問等がございましたらお 伺いいたします。

なお、ご発言に当たりましては、マイクをお渡ししますので、議事録作成のためにマイクのご利用をよろしくお願いいたします。

この地区は、昭和38年に曲長通の未整備のところにおいて道路をつくるために都市計画 決定をしたということです。ただ、直ちに道路をつくるわけではなく、その後、都市計画 事業として立ち上げ、土地を買収するなどの手続を進め、道路の工事に入っていくことに なるのですが、都市計画決定の段階で止まったまま、20年以上がたったということです。

ただ、その間も道路予定地に建物を建てることが絶対にできなかったわけではなく、簡単に撤去できるレベルの木造の建築物などは個別に許可を得て建ててよく、本来、都市計画決定上は道路になるべきところにも土地所有者が建物を建てるなどして現実に住まわれているということでした。

そうこうする中、今になって見直してみると、都市計画事業として、今後、ここに何と してでも道路を通さないとまずいという状況にはない、主要幹線道路でもない、また、近 くにあるほかの道路に機能を振り替えても問題ないことから、今回、ここに道路をつくる のをやめることを前提に都市計画変更するということです。

では、道路予定地だったところが今後どうなるかというところを細かく見ていくと、今まで道路用地として予定していたところがなくなるわけだから、この土地の用途地域などを見直さなくてはならなくなったということで、近隣商業地域に指定されていたところが準工業地域になって、18m高度地区も33m高度地区になりますというご説明が行われたわけですけれども、今の私のまとめに間違いないでしょうか。

- ●宮崎総合交通計画部長 今、会長は他の道路に機能を振り替えてもとおっしゃったのですけれども、他の道路に機能を振り替えずともこの区間を廃止して問題ないことを確認しており、それ以外の点については会長のおっしゃるとおりです。
- ●岸本会長 私が誤解を招くような言い方をしたかもしれません。

また、パワーポイントの都市計画変更(案)の用途地域の変更のところは色分けがされていますよね。これは、第一種住居地域のところが準工業地域に変わるのだと思いますが、 近隣商業地域はこのままですか。近隣商業地域も準工業地域に変わるのですか。

- ●宮﨑総合交通計画部長 紫色のところの青色の線が境目になるのですが、そこが赤色に移るので、その境目が……
- ●岸本会長 道路をつくらないことに伴い、道路中心線がずれることによって……
- ●宮崎総合交通計画部長 近隣商業地域だったところが準工業地域になるということです。
- ●岸本会長 準工業地域になるのだけれども、準工業地域に建てることのできる物すごく 大きな規模の商業施設などがここにぼこんと出てこないよう、第三種小売店舗地区という 形で特別用途地区をかけて、建設可能な面積を1,006haぐらいまで抑えるということですか。
- ●宮崎総合交通計画部長 準工業地域には大規模集客施設制限地区をかけておりまして、 もともと近隣商業地域の第三種小売店舗地区だったところが準工業地域の大規模集客施設 制限地区になるということです。
- ●岸本会長 分かりました。

これは言葉として適切かどうか分かりませんけれども、道路をつくるという都市計画決定が廃止されることに伴う都市計画変更ということかと思いますが、ご質問等はございませんでしょうか。

- ●能瀬委員 地域説明会で土地の取扱いについて質問が出たということですが、その内容 について教えていただけますでしょうか。
- ●宮崎総合交通計画部長 先ほど会長もおっしゃったように、都市計画道路として決定されている場合は、2階建て以下で木造であるものは許可を受ければ建てられるのですが、 それ以外のものは建てられないといいますか、建てにくくなります。いずれにしても都市

計画法第53条により、許可を得なければ建築物を建てられないという制限がかかっておりますが、それがなくなるということかという確認のご質問をいただいております。

- ●岸本会長 今後は、許可を一々もらわなくても、用途地域に合致していて基準を満たす 建物構造等であれば、建築確認をもらって建物を建てることができるようになるというこ とですね。言うなれば、その限りで規制が撤廃されると理解してよろしいですか。
- ●宮﨑総合交通計画部長 そのとおりでございます。
- ●岸本会長 ほかにご意見やご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- ●岸本会長 それでは、先ほども申し上げましたとおり、ほかの案件とも関連しますので、 一括で採決をいたします。
 - ◎平岡3条5丁目地区関連について
- ●岸本会長 次に、諮問案件のグループ②の議案第1号から第4号、第6号、第7号の平 岡3条5丁目地区関連のご説明をいただきたいと思います。
- ●村瀬都市計画課長 まちづくり政策局都市計画部都市計画課長の村瀬でございます。 私からは、諮問案件のグループ②の平岡3条5丁目地区関連についてご説明いたします。 前方のスクリーンをご覧ください。

説明は、ご覧のとおり、地区の概要、地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた取組、都市計画の内容、事前説明を踏まえた補足説明などの順でご説明いたします。

初めに、地区の概要についてです。

当地区は、IR札幌駅から南東へ約11kmのところに位置しております。

こちらは、当地区の空中写真です。

当地区は、地域交流拠点清田の中心にある清田区総合庁舎から東に直線距離で約1kmのところに位置しており、都市計画道路の北野通、厚別中央通、平岡循環通に隣接しております。

周辺の公共施設には、平岡中学校、北海道札幌平岡高等学校、平岡公園などがございます。

次に、地区の状況についてです。

画面の矢印は、撮影方向を示しております。

下のほうの①は、地区の東側の写真です。現在、大規模な商業施設であります平岡イオンやその駐車場が立地し、整備されております。

上の②は、厚別中央通と市道北野里塚線の交差部分から地区の東側を撮影した写真で、

敷地の外側には植樹がなされております。

③は、地区の西側の写真です。西側の一帯は樹林地となっており、樹林地の中には、ご覧のように大きな池があります。樹林地にはアオサギなどの動植物が生息しており、貴重な自然環境が保全されている状態です。空中写真のように、東側は平岡イオンの店舗と駐車場、西側はイオン北海道の敷地となる樹林地という構成になっております。

④は、西側の樹林地を商業施設側から撮影した写真であり、現在、バスの転回スペース として利用されている箇所もございます。

次に、当地区の都市計画決定状況についてご説明いたします。

まず、用途地域についてですが、北野通と厚別中央通の沿道の部分は準住居地域、それ以外の部分は第二種中高層住居専用地域に指定されており、どちらも容積率は200%、建蔽率は60%となっております。

特別用途地区についてですが、指定がありません。

高度地区についてですが、用途地域の指定に合わせて、北野通と厚別中央通の沿道の準住居地域は33m高度地区、それ以外の第二種中高層住居専用地域は27m高度地区に指定しております。

防火地域と準防火地域については指定がありません。

次に、拠点清田の機能向上に向けた取組についてです。

平岡3条5丁目地区に近接する清田は、平成28年3月に策定した第2次札幌市都市計画 マスタープランにおいて先行的に取り組む地域交流拠点の一つとして位置づけております。 このため、札幌市では、清田の拠点機能の向上に向けた取組を行っております。

まず、平成29年から地域交流拠点等開発誘導事業の取組を行っております。この事業は、 建築物の建て替え更新を行う際に地域交流拠点に求められる取組を行った場合、容積率の 割増しやオープンスペースの整備に係る補助が受けられるという内容のものです。

次に、令和元年には、スライドの中段の図のうち、赤色の枠で示す変更区域について用途地域を第一種住居地域から第二種住居地域へ変更し、建築可能な店舗の床面積を3,000㎡から1万㎡以下に緩和いたしました。

このように、地域交流拠点清田の機能向上に向けた取組が進められておりますが、規制緩和などによる土地利用の誘導には一定の時間を要します。さらに、清田は、他の地域交流拠点と比べて、比較的新しい建物が多く、都市機能の集積の契機となる建て替え更新などの機会が少ない状況となっております。

こうした状況を受け、清田の拠点機能の向上を図るためには、清田の周辺地域にも視野を広げるとともに、民間の活力を積極的に活用した新たな取組も進めていく必要があると認識しました。

拠点清田の周辺において、行政だけではなく、民間の活力を積極的に活用する官民連携によるまちづくりを進めていく上では、その取組の効果をしっかりと清田に波及させていくことが重要であるため、民間事業者には、にぎわいや交流を生み出せること、清田と民

間敷地における相互の人の動きを生み出せること、官民連携によるまちづくりを継続的に 実施できることの三つの適性が必要と考えております。

これを踏まえ、札幌市では、複数の地域交流拠点において施設を運営し、まちづくり活動に積極的に関与している民間事業者との意見交換を行ってきたところです。その中で、清田に近接する平岡イオンを運営するイオン北海道より、当該商業施設の機能強化とともに、清田区民の利便性をさらに高める取組を検討したいとの意向が示されました。

現在、当該商業施設では、多様な生活利便機能が提供され、にぎわいや交流が創出されております。

また、イオン北海道は、2009年に札幌市とまちづくりパートナー協定を結び、これまで もまちづくり活動に取り組んでいるところであり、官民連携によるまちづくりの継続的な 推進も期待できます。

以上のことから、当該商業施設のある当地区において、清田の拠点機能の向上に向けた 官民連携によるまちづくりを検討することといたしました。

当地区における官民連携のまちづくりの検討に当たっては、令和2年1月に清田と連動したまちづくりについての素案を作成し、きよたまちづくり区民会議などへの説明を経て了承を得た上で10月には「地域交拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方」の案を作成しました。その後、パブリックコメントの実施を経て、令和3年2月にこの基本的な考え方を策定し、取組の方向性を取りまとめたところです。

この基本的な考え方では、平岡3条5丁目地区における生活利便機能の強化や新たな交流空間の整備などといった当地区のさらなるにぎわいや交流創出に向けた取組を行うだけでなく、清田と連携したイベントの開催や両地区をつなぐ交通手段の強化などにも取り組むこととしております。

このように、清田と平岡3条5丁目地区が連携してまちづくりに取り組むことにより、 お互いの取組の効果を波及させ、魅力を高め合う地域連動が図られ、清田においては、さ らなるにぎわいや交流が生まれ、交流人口が増加し、民間開発が誘発された結果、多様な 都市機能の集積が進み、清田の拠点機能の向上につながることを期待しております。

ここからは、先ほどの基本的な考え方で示す当地区における取組の方向性についてご説明いたします。

当地区では、官民連携によるまちづくりを推進し、さらなるにぎわいや交流を創出する ことにより、清田の拠点機能の向上に資するまちづくりを目指します。

具体的には、にぎわいや交流の創出、また、先ほどご覧いただきました樹林地の保全と適切な活用、環境への配慮と災害に強い都市づくりに係る取組を進めていきます。加えて、これらの取組の効果を清田に波及させ、お互いの魅力を高め合う地域連動につなげるため、両地区間の移動手段の充実を図ります。

イオン北海道では、取組内容の検討に当たり、地域の方々の意見を取り入れるため、当 地区について、買物だけではなく、多世代交流の場とするため、今回の具体的な取組内容 についてのアイデアを出し合うワークショップを令和3年から実施しておりますし、令和4年からはワークショップでのアイデアを実現する社会実験を実施しているところです。

ワークショップでは、いつでも市民活動ができるよう公民館のようなものが欲しい、地域の人たちの音楽発表会がしたい、森の中でウオーキングをして健康づくりがしたい、森の植物や自然について学びたい、レクチャーしたいなどのご意見がありました。

また、清田区の各地区の連合町内会など、様々な団体の代表者から成るきよたまちづくり区民会議からも、広場やホールの整備、樹林地の保全と開放に関する要望がありましたことから、様々な市民活動が行える空間や樹林地を開放して自然と親しむことができる空間の整備など、地域の方々の意見を踏まえた取組内容が検討されてきました。

取組の内容を踏まえ、イオン北海道からはスライドに示しております整備イメージが示されております。

なお、こちらの図は、あくまでも現時点のイメージであり、確定したものではありません。今後の検討により変更になる可能性があることをご承知おきください。

それでは、それぞれの取組の方向性に応じた具体的な内容について順を追って説明いた します。

まずは、にぎわいや交流の創出についてです。

この取組では、にぎわいや交流の創出に向けて、施設の機能強化を図るほか、地域のイベントなどに活用できる広場やホールを事業者が整備いたします。

広場の整備については、屋外にくつろぎや交流のスペースとして芝生の広場を事業者が 整備します。

計画に当たっては、樹林地の中でも、既にバスの転回スペースとして利用され、既存の 樹木が少ない場所に配置し、樹木を極力伐採しないよう配慮いたします。

また、ホールの整備についてですが、屋内に市民活動を恒常的に行えるスペースを整備いたします。これについては、これまでの地域とのワークショップなどから得られた意見や課題を踏まえながら、今後、適正な規模あるいは内容を検討していくこととしております。

次に、樹林地の保全と適切な活用に係る取組についてです。

この取組では、樹林地を適切に活用し、人と自然とが触れ合える空間の整備を検討し、 その活用に当たっては貴重な動植物の生息地やアオサギの営巣地などを保全することを前 提としております。

樹林地については、動植物に関する調査で確認されたアオサギの営巣地など、動植物の 生息地を保全することとし、画像は一つのイメージですが、人が立ち入らないようにフェ ンスなどを設置いたします。

樹林地の一部の区域については、これまでイオン北海道が自主的に保全する区域を設けておりましたが、今回、保全する樹林地を拡大し、これを地区計画の地区施設に位置づけることで、都市計画による制限の下、樹林地の保全を強化していくことといたします。

また、これらを保全する区域の外側については、樹林地を開放してほしいという地域からの要望も踏まえて、樹林地の保全に配慮しつつ、自然と触れ合い親しむ空間として散策路や滞留できる空間を整備します。

整備に当たっては、札幌市が整備する予定の公園と一体的に計画されるように調整していきます。

次に、環境への配慮と災害に強い都市づくりに係る取組についてです。

この取組では、環境に配慮し、災害に強い都市づくりを進める観点から、再生可能エネルギーの活用や災害時においても利用できるエネルギーシステムの導入を検討することを 方向性として掲げております。

具体的な内容については、災害時に利用可能な再生可能エネルギーとして太陽光発電設備を整備し、あわせて、大型の蓄電池を設置することにより、このエネルギーを最大限活用できるようにいたします。

このほかの災害対策としましては、避難滞在スペースの確保、屋外広場を災害時に活用できるような什器類の設置を行います。

最後に、拠点清田との移動手段の充実に係る取組についてです。

この取組では、これまで説明した取組を含めた両地区での効果を相互に波及させるべく、 また、相互の人の流れを生み出すため、両地区間の移動手段の充実を図ります。

具体的には、無料送迎バスの路線を清田まで延伸して運行し、両地区間の輸送便数を増 便することで車両による輸送を強化いたします。

また、当地区において交通広場を整備し、バスやタクシーの乗り場を設置し、公共交通の利便性を高めるほか、レンタサイクルなどの車両以外の移動手段の充実についても検討を行ってまいります。

次に、変更を予定している都市計画の内容などについてです。

都市計画マスタープランでは、拠点における土地利用の方向性を示しており、都心や地域交流拠点、高次機能交流拠点に位置づけられた拠点のほか、計画的に位置づけた利便施設用地などにおいては交通結節性や基盤整備の状況などの地区特性に応じて生活関連機能の立地に対応することとしております。

また、都市計画マスタープランに即して定めている土地利用計画制度の運用方針では、 地域交流拠点の用途地域について、商業地域または近隣商業地域を土地利用状況に即して 定めることとしております。

当地区については、現に、店舗や診療所、郵便局などの多様な生活利便機能を提供しており、地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方に位置づけられた利便施設用地であるため、都市計画マスタープランの拠点における土地利用の方向性に合致しているものと考えております。

また、にぎわいと交流の創出や樹林地の保全と適切な活用など、まちづくりの動向や地域特性を踏まえた取組を図るため、それらに応じたきめ細やかな土地利用を推進すること

としております。

以上により、当地区について、清田の拠点機能の向上を図る土地利用に向けて、計画に 即した内容を実現するために地区計画を定めるとともに、用途地域については、拠点にお ける指定標準も踏まえ、近隣商業地域へ変更いたします。

ここからは、実際の用途地域の変更の内容についてご説明いたします。

初めに、用途地域についてですが、現在、北野通と厚別中央通の沿道は準住居地域、それ以外は第二種中高層住居専用地域に指定しております。今回、清田の拠点機能の向上に向け、商業系の土地利用を図り、にぎわいや交流の創出などの取組を推進するため、商業施設が立地する東側の街区について近隣商業地域に変更いたします。

また、現在、特別用途地区の指定はありませんが、用途地域が近隣商業地域に変更になる部分について、全市的な土地利用の規制の考え方に基づき、第三種小売店舗地区に指定します。

この指定は、劇場や店舗などで1万㎡を超える大規模集客施設の立地を原則的に制限しておりますが、地区計画に適合し、交通、安全、防火、衛生上の支障がないと市長が認めた場合に限り、立地が可能となっております。

高度地区については、東側の商業施設が立地する街区のうち、用途地域を第二種中高層住居専用地域から近隣商業地域に変更する部分について、こちらも全市的な土地利用の規制の考え方に基づき、27m高度地区から33m高度地区に変更いたします。

防火地域及び準防火地域については、現在、指定がなされておりませんが、近隣商業地域に指定する部分を全市的な考え方に基づいて準防火地域に指定します。

次に、地区計画の内容についてです。

これまでにご説明しました用途地域の変更に加え、「地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方」で掲げる当地区の取組の方向性に沿った土地利用を図るため、地区計画を策定します。

また、建築物などの整備並びに土地利用に関する計画である地区整備計画の区域として、にぎわいや交流の創出に向けた取組を推進するため、商業業務機能の集積を図る商業業務地区と、樹林地の保全を基本としつつ、人と自然とが触れ合える空間整備とともに、にぎわいや交流の創出のため、限定的な商業機能の土地利用を図る緑保全型整備地区を定めます。

さらに、地区計画の制限についてですが、まず、商業業務地区は、商業業務機能による 高度利用を図る観点から、居住系の用途や、工場、倉庫、マージャン屋、パチンコ屋など が建てられない制限といたします。

また、1万㎡を超える店舗などの大規模集客施設については原則として建てられない制限としておりますが、清田の拠点機能の向上に寄与すると市長が認める場合に限り、その用途に供する部分の床面積の最高限度を10万5,000㎡とした上で大規模集客施設の建築ができることといたします。

この市長が認める場合と床面積の最高限度の考え方については次のスライドでご説明いたします。

当地区におきましては、先ほどからお話ししております基本的な考え方で示した取組の 方向性を踏まえ、現在、スライドで示しております屋外広場やホールの整備などを含む様々 な取組を認定項目としております。

大規模集客施設の建築は、これら全ての取組を行い、認定項目に適合した場合に限り、 立地が可能となるよう制限いたします。

また、大規模集客施設の床面積の最高限度については、当地区周辺の交通の円滑性を損なわない範囲に制限することといたします。

まず、当地区周辺の交差点で現況の交通量を調査し、次に、大規模集客施設の床面積の増加により周辺の信号交差点において交通量がどれだけ増加するか、パーソントリップ調査の結果や交通影響評価に関するマニュアルや指針に基づき予測を行い、これらの結果を踏まえ、周辺の信号交差点において円滑に交通が処理できる集客施設の床面積を算定しております。その結果に基づき、周辺交通の円滑性を損なわないよう、床面積を10万5,000㎡以下に制限することといたしました。

商業業務地区におけるその他の制限として、敷地面積の最低限度については、敷地の狭小化及び分割を制限するため、商業業務地区のうち、建築敷地を利用可能な土地の面積の合計である12万9,000㎡といたします。

建築物の壁面の位置の制限は、都市計画道路厚別中央通と市道北野里塚線の沿道について、圧迫感を軽減するとともに、生け垣や樹木などの植栽による緑化が図られるよう、道路境界線から壁面を10m以上後退させます。

建築物などの高さの最高限度については、地域地区の変更前の地区の現況や周辺の住宅 地への影響を考慮し、27mといたします。

次に、緑保全型整備地区についてです。

この地区は、樹林地を保全することを基本としております。緑保全型整備地区の約8割の区域について緑地1号及び緑地2号の地区施設として定め、土地利用を制限することにより樹林地を保全いたします。

緑地1号と緑地2号では、樹木または草地の伐採、土地の形質変更について、通常の維持管理や災害対応で必要な場合を除き、活動などを制限いたします。ただし、緑地2号については散策路や自然と親しむ空間の整備を許容いたします。

樹木が少ない一部の区域は、地区施設の緑地に位置づけることとはなりませんが、隣接する自然環境に配慮し、地域の意見も踏まえた土地利用となるようコントロールする必要があると考えております。

そこで、建築物の用途について、第二種中高層住居専用地域で認められるもののうち、 にぎわいや交流の創出につながる店舗や、保育所、集会所などの利便に供する施設に制限 いたします。 この制限により、住宅などは建築できず、店舗については、第一種中高層住居専用地域で認められている物品販売店舗、飲食店舗、サービス業を営む店舗で、1,500㎡以下のものが建築可能となります。

また、建築物の高さの最高限度については10mといたします。

なお、これらの制限を踏まえた現時点で計画されている建物のイメージについてはこの 後にご説明させていただきます。

また、緑地1号及び緑地2号のほか、先ほど平岡3条5丁目地区における取組でご説明いたしました広場と交通広場についても地区施設に位置づけます。

さらに、緑地2号に隣接する形で緑に親しむ空間として一体的に整備する公園や、交通 処理を円滑に行うための区画道路も地区施設に位置づけます。

そして、安全で快適な歩行空間を確保するため、商業業務地区の交通広場と緑保全型整備地区をつなぐ空中歩廊を地区施設に位置づけます。

次に、関連して変更を行う都市計画道路についてご説明いたします。

平岡循環通は、平岡地区内を循環する延長4,080m、計画幅員16mの2車線の都市計画道路となっております。

札幌市では、昭和49年に現在の厚別区と清田区の一部を対象としたまちづくり計画として東部地域開発基本計画を策定し、これに基づいて東部地域の開発を進めてきました。

平岡循環通は、この開発に伴い発生する交通を効率的かつ円滑に処理するための補助幹 線道路として都市計画決定されたものです。

今回の変更箇所は、平岡3条5丁目地区と接する延長170mの区間となります。

当該区間は平成16年度に整備を行っておりますが、樹林地への影響を考慮し、計画幅員の16mまで拡幅せず、暫定整備という形で事業を一旦終えております。

現況の幅員は、スライドの上段の中央の図のとおり、12.5mです。暫定整備のまま年数が経過しておりますが、道路管理上の支障は特段なく、交通量などからも現況の道路機能で支障は生じておりません。

このたび、緑地部分を保全することを目的に、地区計画で緑地を地区施設に位置づけることに伴い、当該道路の区域と地区計画の区域が重複してしまうことから、都市計画道路の区域をスライドの左下の図の現計画の幅員16mから現況である右下の図の12.5m、つまり現状の道路形状と一致させる変更を行います。実態として、都市計画上の幅員を変更するものでありまして、現状の道路形態が変わるものではございません。

ここからは、前回、事前説明を行った際に出されたご質問の内容を取りまとめましたので、補足説明をいたします。

スライドで示しておりますが、前回の事前説明でいただいた六つのご質問やご意見について順番にご説明いたします。

まず、拠点清田における札幌市の取組や役割分担などについてです。

本件は、平岡3条5丁目地区におけるまちづくりの取組の実現に係る都市計画決定及び

変更となっておりますが、清田の拠点機能の向上という一つの目標に向けて官民連携による取組を進めるものです。

まず、札幌市は都市機能の集積などの拠点清田での取組を行う一方、イオン北海道は、 下段に書いているとおり、これまでにご説明した平岡3条5丁目地区での取組や両地区間 の移動手段の充実について、それぞれが主体となって進めるという役割分担になっており ます。さらに、両者での効果的な取組の継続的な展開を含め、官民連携によるまちづくり を進めていくこととしております。

清田においては、多様な都市機能の集積、にぎわいや交流が生まれる場の創出、公共交通機能の向上に向け、三つの方向性に基づき取組を進めることとしております。

一つ目として、清田区役所周辺における恒常的なにぎわいや交流の創出に向け、市民交流広場の機能拡充などの効果的な手法を検討することとしております。加えて、区民センターの将来的な建て替えに向けては、市有建築物の配置基本方針に基づき、区役所周辺への移転を原則として検討することとしております。

この実現に向け、令和3年度から、「きよた暮らしラボ」と題し、きよたまちづくり区 民会議の委員や区内の企業、大学生のほか、ホームページなどで募集した方など、様々な 方にご参加をいただき、拠点清田の将来イメージや必要な機能などについて意見交換を行 うワークショップを開催しております。

今年度は、昨年度に引き続き、意見交換会を開催するとともに、そこで検討された手法の効果を検証するため、オープンカフェやマルシェの開催などの実証実験を行っており、 来月にも冬の実証実験を予定しているところです。

二つ目として、地域交流拠点等開発誘導事業の活用により、民間の力を引き出しながら 建て替え更新を促進するため、制度の普及や周知を進めることとしております。この実現 に向けた取組の一つとして、清田における当該事業の適用が可能な拠点開発誘導区域と特 定誘導路線を令和4年3月に拡大したところです。

三つ目として、公共交通機能の向上の観点から、地下鉄東豊線の清田方面への延伸の可能性を検証するとともに、幹線道路における交通円滑化やバスの利便性向上などについて検討を進めることとしております。

この実現に向けた取組として、令和3年3月、区役所にバス接近情報などを発信するデジタルサイネージとSAPICAなどに対応した電子マネーチャージ機を設置したほか、 交通円滑化に向けた交差点改良を今後とも進めていくこととしております。

また、地下鉄の延伸については、将来需要が重要であることから、現在検討中の札幌ドーム周辺の具体的な土地利用計画が定まった状況の中で、将来の利用者数の推計などを踏まえ、事業採算性の検証を行う予定としております。

以上が清田における札幌市の取組内容となります。

次に、環境配慮と災害に強いまちづくりの関連項目について、具体的にどちらに設置するのかということがありましたので、図を用いながら説明したいと思います。

太陽光発電設備の設置場所に関するご質問ですが、この設備と蓄電池については、スライドのオレンジ色でお示ししている増床棟の屋上に設置する予定となっております。今回は、そのほかにも防災機能などの整備に取り組むこととしておりまして、スライドの左側の黄色の吹き出しにあるとおり、増床棟のみならず、既存棟も含めて、共用部などを災害時の避難滞在スペースとして活用いたします。また、スライドの上の緑色の吹き出しにあるとおり、屋外の広場も災害時に活用できるよう、かまどベンチや防災パーゴラなどを設置する予定です。

続いて、地区施設の道路における歩行者も含めた安全性に関するご意見がありましたので、図を用いて改めてご説明いたします。

現在、平岡イオンの構内通路として利用されている私道について、今回、事業者が札幌 市の基準に合う道路として整備を行い、札幌市道として帰属していただく予定です。

現況は、スライドの左側の写真のとおり、構内通路でありますが、歩道がなく、駐車場 との境界も白線が引かれているのみとなっております。したがいまして、どこからでも出 入りができる状況になっております。

これについて、スライドの左下の図で示すとおり、歩道が両側に確保されるとともに、 右側の整備イメージ、これは上から見た平面図ですけれども、駐車場への入り口を数箇所 に限定することで歩行者なども含めた安全な道路環境を形成することとしております。

続いて、広場などの整備による樹林地への影響に関するご質問について説明いたします。 スライドでお示ししているのは、平成10年頃の平岡3条5丁目地区の空中写真です。

平岡イオンが建設される前は、旧北海道拓殖銀行の保養施設として土地利用されており、 ご覧のとおり、野球場やテニスコートのほか、樹林地の中央には体育館が立地しておりま した。

当地区の樹林のほとんどは、原生林ではなく、二次林であり、これらの土地利用と併せて再生され、現在の樹林地となっております。そのため、体育館が立地していた場所に近接する土地については、スライドの写真のとおり、現在も樹木が少ない状況となっているほか、通路としても利用されております。また、体育館の周辺についても同様に、スライドの写真のとおり、既存樹木が少ない状況となっております。

スライドにお示しした図は、現時点での施設の配置イメージとなります。

広場及び周辺の建物の整備については、前回もご説明しましたが、樹林地の保全を前提 としていることから、既存樹木への影響が極力少なくなるような配置といたします。

現時点の計画では、スライドの赤色で示すように、影響する樹木が47本ございます。これらについても、敷地内で可能な限り移植する、あるいは、伐採する場合でもウッドチップとして活用することなどを検討いたします。

続いて、広場周辺に整備する建物の景観などへの配慮についてご意見をいただきました ので、整備予定の建物についてご説明いたします。

建物は、周辺の樹木を超える高さとならないよう、基本的に平屋を想定しております。

しかしながら、空中歩廊と接続する建物1棟のみ、バリアフリー動線を確保するため、エレベーターを設置する目的で2階建てとすることが検討されております。

また、建物の外観については、スライドの左下の建物イメージのように、グレーや茶色 といった落ち着いた配色とし、自然との調和に配慮いたします。

最後に、広場の維持管理や、散策路などを含めた冬期間の活用について質問がありましたので、ご説明いたします。

まず、屋外広場の芝生の維持管理については、除草剤は散布せず、定期的な芝刈りなど により維持管理を行うこととしております。

また、広場以外においても、例えば、のり面と言いまして、斜面になっているようなと ころからだんだんと土砂が崩れてくることを防止するために緑化しますが、既存の植生や 環境に十分配慮した工法で行うこととしております。

次に、屋外広場や散策路の冬期間の活用については、現時点で具体的な内容は決まっておらず、今後、地域の方々とイオン北海道とのワークショップなどを通じて取りまとめていければと考えております。ただ、この中で、冬期間も活用したいといったアイデアが出てきた場合には、除雪などの管理についても柔軟に、かつ、樹木に配慮した形で対応いたします。

なお、冬期間の活用の場合には、開放するエリアを限定したり、樹木の損傷や動植物の 生息環境へ十分に配慮しながら、小型の除雪機や人力で除雪することなど、自然への影響 が最小限になるようにいたします。

次に、住民説明会についてご説明いたします。

まず、平岡地区での説明会についてですが、令和4年11月4日に平岡3条5丁目地区の 周辺の方々を対象に説明会を実施し、57名が参加してくださいました。

説明会では、樹林地の保全や用途地域の変更などについて意見をいただきました。それ ぞれの意見やそれに対する札幌市の考え方については、スライドで概要をお示ししている とおりであり、前回の事前説明でも説明をいたしましたので、割愛いたします。

また、この説明会の中で拠点清田の拠点機能向上に向けた取組が含まれていることから清田地区でも説明会を開催してほしいとのご意見をいただきました。そこで、今月の12日に拠点清田のまちづくりの進捗状況についての報告会を開催いたしました。こちらでは、主に清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの進捗状況を中心に報告するとともに、参考として当該地区の都市計画変更の手続について説明いたしました。

最後に、都市計画法に基づく案の縦覧についてです。

本審議会に先立ちまして、都市計画法に基づく案の縦覧を1月4日から18日まで行いま したが、意見はございませんでした。今後の手続については、本審議会にて同意が得られ ましたら、2月下旬に告示を行う予定としております。

以上で平岡3条5丁目地区関連の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

- ●岸本会長 それでは、ただいまのご説明についてご意見やご質問等がございましたらお 伺いいたします。
- ●齊藤委員 私からは、質問と意見を3点述べさせていただきます。

1点目は、前回の事前説明で私からもお願いしました清田地区でのまちづくりの進捗状況の報告会についてですが、具体的にどういう意見が出たのかを挙げていただきたいと思います。地元のメディアから出されている報告会の様子を見ると、清田地区の商店主の方などから反対や疑問の声が幾つかあったようなので、報告会の状況を教えていただきたいということです。

2点目は、スライドの16ページについてですが、官民連携のまちづくりの検討ということで、今までの経緯を挙げていただいたかと思います。その中で、きよたまちづくり区民会議へ、また、町連の連絡協議会の会長会議へ説明し、先ほどのお話では、プランについては了承が得られたということだったのですが、区民会議や会長会議で了承が得られたのかについて改めて確認をさせていただきたいと思います。

3点目は、意見です。今回、清田の拠点機能の向上に向け、平岡地区を整備するということですが、これはいささか正攻法ではないように思えます。例えば、A地区そのものではなく、B地区の活性化を通じてA地区を活性化するというのは、そもそも、どこかで見直す必要があったのではないかと思うのです。今後、これが前例になるのかどうかは分かりませんが、こういった地域の活性化を目指される際には、その視点、あるいは、どういったプロセスを経てこうなったのかをできるだけ早い時期に住民の方に提示した上で慎重に議論を進めていただければと思います。

●山内プロジェクト担当部長 札幌市まちづくり政策局政策企画部の山内でございます。 今回の「清田の官民連携によるまちづくりの基本的な考え方」を取りまとめた立場から 今のご質問にお答えします。

まず、1点目として、1月12日の清田での説明会でどういう意見があったかについてです。

かいつまんでご説明いたしますと、まず、計画上では清田区役所周辺を地域交流拠点として位置づけておりますけれども、その拠点が平岡イオンに移ってしまうのではないか、それから、地域交流拠点の育成には、地下鉄の延伸、駅が欠かせないのではないか、さらに、区役所周辺には別の商業事業者もいらっしゃるわけですが、そういった方と協議していないのではないか、また、交通利便性の向上の取組については、イオン北海道が考えることではなく、札幌市がしっかりと考えるべきではないかというご意見をいただいております。

いずれも、この説明会で初めて出た意見ではなく、令和2年以降、この「基本的な考え

方」について地元の方々とやり取りをする中で常にいただいていたものでありまして、その都度、我々札幌市としては、考え方について説明し、ご理解を得ようとしてきたところでございますが、ここについてはなかなかご理解をいただけておりません。

ただ、1月12日の説明会では、肯定的と申しますか、例えば、今回の事業は民間がまちづくりの主体であり、まさに官民連携であるところを評価していただける声もいただきましたし、平岡イオンにおいて樹林地の保全と活用を改めて考えていただいたり、地域への貢献ということで、交流広場の整備やにぎわいづくりなど、いろいろな取組をお示しされていたりしているところは評価するという声もいただいておりまして、一定のご理解は得られているのかなと思っているところです。

いずれにしましても、いきなり全部を理解していただくのはなかなか難しいかと思いますし、今回の取組が清田の拠点づくりの全てではないので、これからも地域の皆さんと意見を交換しながら前に進めるようにしていきたいと思っております。

2点目の、今までの「基本的な考え方」の検討について、区民会議や町内会の会長会議 では理解が得られているのかについてです。

策定過程では、やはり、1点目のところでもお話ししたような意見のやり取りがありましたし、当然、ご理解をいただいているところとまだいただけていないところがございます。一番大きいこととして地下鉄の延伸のことがありますが、我々札幌市としての事情もご説明しておりますし、これからもしっかりと検討し、説明していきたいと思っております。

3点目は、拠点清田と平岡地区の両方を合わせた整備というのは正攻法ではないのでは ないか、離れた場所でどういうふうに間接的な関係を連動させるのかについてです。

これについては、まさに1月12日の説明会でも地域から同じような質問をいただいております。我々も、清田のまちづくりについて、直接、清田区役所周辺での新しい動きや取組を具体的に示せればよいのですが、前回、それから、今もお話ししましたとおり、清田区役所周辺においては、一旦の立てつけとしては、我々札幌市、行政がまちづくりを進めるという役割分担となっております。民間の建物については、説明させていただきましたように、まだ新しいものが多く、土地利用転換が進んでいないという背景もありますので、ここは行政が少し引っ張っていかなければいけないところです。

では、行政は何ができるかですが、区役所前の市民交流広場の再整備や区民センターの 移設が考えられます。しかし、区民センターも新しい建物なので、そこの後利用をどうす るかをセットで考えていかなければならず、即効性のある取組をなかなかお示しできない 状況にございます。

では、手をこまねいているだけで何もしないかというと、そうではなく、できることから少しずつというのが今回の取組の趣旨です。おっしゃられるように、正攻法ではないような見え方となっているのかもしれません。ただ、今回、民間事業者のイオン北海道に手を挙げていただきましたので、今回、官民連携の取組を行い、よかったこと、あるいは、

失敗することもあるかもしれませんけれども、それを次につなげていけたらなと思っておりますし、そういうことを住民の皆様に説明し、ご理解をいただけたらと思っております。

- ●齊藤委員 今後、整備を進めていく中で、平岡地区や清田地区に住んでいる方に対し、 工事の進捗や整備計画を引き続き丁寧に説明していかれるという理解でよろしいでしょう か。
- ●山内プロジェクト担当部長 平岡地区において都市計画変更が行われた場合、そこから 先はイオン北海道が主役になりますので、イオン北海道に説明していただくものが多くな ってくるかと思います。しかし、場合によっては札幌市が説明しなければならないものも ありますので、役割を分担し、連携しながら地元に説明していくことになると考えていま す。
- ●岸本会長 ほかにございませんでしょうか。
- ●岡本委員 前回は、午前中で退席してしまったので、大変申し訳ないのですけれども、 もし前回議論があったことに触れてしまったら、前回話しましたよと言ってください。
- 一つ目ですが、今少しお話がありましたように、地域交流拠点と平岡3条5丁目地区は 距離があって、二つになっているということをきちんと理解した上で資料をつくる必要が あると思うのですね。

これは小言になってしまいますけれども、前半のページでは地域交流拠点のエリアが明示されておらず、何となく平岡イオンのある今回の対象敷地に少しずつ目を移させていくという資料づくりになっているのですね。ここは、地域交流拠点の範囲はここで、今回の範囲はここですというのが地図できちんと明示されるように資料をつくるべきではないかと思いますので、今後、その点には配慮していただきたいと思います。

次に、スライドの22ページのホールの整備についてです。ここの整備主体はイオン北海 道なのでしょうけれども、地域住民の皆さんの生活の豊かさやにぎわいに貢献するという 意味で札幌市は何か手助けをするのでしょうか。

もう既にパースもできているので、空間のデザインも相当詰められているのではないかなと思いますが、そのプロセスにおいて、清田でまちづくりの活動をされている皆さんは 意見を交換できたのでしょうか。

ただ単にイオン北海道が絵を描いてきて、こんな空間になります、いいですよねという話なのか、住民の皆さんはこんなことをしてみたいという話をされているので、設計段階できちんと意見交換ができるようなステージがあったのか、もしこれからなのであれば、できるのかできないのか、その点を教えていただきたいと思います。

それから、スライドの43ページの緑地1号と緑地2号についてです。

散策路は緑地2号の西側で、手前の東側に広場が設けられるのですけれども、スライドの58ページの右上の絵を見ると、緑地1号を横断する通路のようなものが描かれていますよね。緑地1号と緑地2号の間にフェンス等を設けるということですが、私は写真が好きだから自然の花の写真を撮りに入ったのです、ここにある草花が好きで、フェンスがなくなったので、どしどし入って家の庭に植えるために取ってきたのです、みたいな話になると、とてもではないけれども、よくないですよね。ここの散策路に行くための渡りが本当に必要なのか、必要だという話になったときに緑地1号に影響はないのか、そういう配慮はできるのかを確認しておきたいです。

加えて、これは今後の工夫の話ですけれども、ぜひ載せておいてほしいので、言いたいと思います。フェンスのデザイン、素材感について、ただ白いものやグリーンのものが取り巻いていて、何らかの境界を標示しているという形だと非常に興ざめなので、そういうことにもしっかり配慮していただきたいということを伝えておきたいと思います。

最後に、これは確認ですけれども、39ページでは10万5,000㎡という大規模店舗の面積が示されています。これは、既存の平岡イオンの店舗プラス増床分で上限10万5,000㎡なのか、追加で10万5,000㎡なのか、聞き漏らしたかもしれないので、教えてください。

●山内プロジェクト担当部長 まず、図の表示が広過ぎて分かりにくいのではないかといったご指摘についてです。

これはご指摘のとおりでございます。我々としては、計画上、あくまでも清田区役所周辺を拠点として位置づけておりますので、図として示す場合にはもう少し小さくしたいと思います。平岡はそれを補完するということできちんと考え方が分かれておりますので、示し方については、今後、気をつけたいと思います。

次に、ホールのしつらえについて市として何か助言してきたのか、あるいは、住民の意 向をどう取り入れたのかについてです。

今回のホールの整備については、基本的に札幌市がこうしてくださいということをしてきたものではありません。実は、平岡イオンでは、昨年から、あなたならこの店舗をどういうふうに使いますかという形で、住民の皆様が店舗を使っていくイメージを高めるワークショップを数多くやられ、実際にその取組を店内で実践されていると聞いております。その中で得られた意見などをホールの整備に反映していくという手法を取っておられるので、我々札幌市としては、そこにあまり口出しせずに、住民の皆さんとキャッチボールをしていただきたいという話をしていまして、そういう意味では、住民の皆様のご意向がしっかりと反映されているのかなと考えているところです。加えて、今回の都市計画決定がかなった際には、改めて地域の皆さんとイオン北海道で意見交換をし、さらに具体的な内容を詰めていくと聞いておりますので、そこは札幌市として見守ってまいりたいと考えております。

次に、緑地1号と緑地2号について、緑地1号のところに渡り込むような通路があると

いうご指摘についてです。

これは、現在、管理上架けられている橋でして、今後とも来場者に開放して活用することはないと聞いております。最終的にこれを残すのか、あるいは、なくすかはイオン北海道において検討することになりますが、少なくとも今回の計画後の活用ではないということだけはお答えできるところです。

次に、フェンスのデザインについてです。

まだ細かな協議は調っておりませんが、地区計画の認定手続の際にそういうところもしっかり協議し、この場にふさわしいフェンスとなるよう話し合いをしていきたいと思います。

最後に、10万5,000㎡という面積についてです。

現在の平岡イオンの容積率の算定上の床面積については、6万7,000㎡程度です。実際にはもっと大きいのですけれども、駐車場などの商業機能に属さない部分は容積率のカウントから外れまして、最終的な面積は6万7,000㎡となります。その面積が増床によって10万5,000㎡になるわけですが、これくらいの増床であれば地域の交通処理に影響がないとの解析結果が出ているということで、この数字を当てはめていると聞いております。

●岡本委員 住民の皆さんと意見交換を既にされているところやイオン北海道の取組がすごく前向きだというのはとても評価したいと思います。その一方、イオン北海道の方はかなり特殊で、本当に前向きな人たちなのかなと思うので、ほかの先行地区や今後整備していかなければならない地域交流拠点等でも、民間の人が協力しますといったときには、ぜひ、札幌市として早いうちから住民の皆さんと手を組んでということを継続的にお勧めするようにしていただきたいと思います。

また、緑地1号の渡りについてですが、散策路が奥の緑地2号のほうまで入ってくると、勝手な解釈でいろいろな問題が生じてくることも考えられるので、抑制的に利活用される展開を見守るか、仕組みをつくるなり、ルール化するなりして進めていっていただけたらと思います。

- ●岸本会長 ほかにございませんか。
- ●前川委員 今のお二方の質問にも関連するのですが、前回、私も途中で退席したので、 もう既に議論を尽くしていたら恐縮です。

地域交流拠点の捉え方や考え方について、清田のまちづくりは地域住民が幸せになるいい取組だということだけにスポットを当てれば理解できるのですが、今後、市内の各地域交流拠点においても、拠点と言うと、ある特定の地域範囲を想定するのですが、1.5kmぐらい離れた飛び地になるわけですよね。これは清田だけの特例という捉えなのか、今後、全市の地域交流拠点においても効果が得られるということであればこうしたものを前向きに

やっていきますよということなのか、そこを明確にしていただきたいと思います。

- ●山内プロジェクト担当部長 地域交流拠点については、清田は別ですけれども、交通結節点であり、人が集まりやすいという場所性があるところを位置づけているのですが、現在の札幌市の都市計画マスタープランでは、その拠点にのみということではなく、地域の実情を見て、きめ細かにこういった取組を官民連携で進めていき、まちのネットワークをつくっていくという考え方がありますので、今回のような取組も含め、いろいろな可能性を探り、どんどん進めていかなければならないと考えております。
- ●前川委員 例えば、私の地元である白石の地域交流拠点は区役所のあるところですけれども、距離が1km半、2kmと離れていようとも、まちづくりが進むのであれば、距離という問題は問わないと捉えてよいでしょうか。
- ●山内プロジェクト担当部長 ちょっと言葉は悪いですけれども、何でもかんでもということではなく、距離があるところについては、交通の連絡性をどう高めるかが当然課題になってきます。ただ、そうしたことをセットで議論できるようなものについては我々も前向きに取り組んでいきたいと思います。
- ●岸本会長 ほかにございませんか。
- ●岩崎委員 先ほど地下鉄や交通の話が出ていたので、少し伺いたいのですが、今日の新聞の報道で、来年、地域公共交通計画が出されるというお話が出ていました。その中でバスの運転手が非常に足りていないという話も出ていたのですね。今回の計画では拠点同士をバスでつなぐということも意識しているようですけれども、バスの運転手不足があり、バスに依存することが難しくなってくる中、来年の交通計画ではそれをどう捉えているのか、今の考えを教えてください。
- ●宮﨑総合交通計画部長 総合交通計画部の宮﨑でございます。

お尋ねいただきました点についてですが、昨日、今後の公共交通の在り方を検討する公 共交通協議会を設立し、その第1回目の会議を開催したところです。まだ会議を立ち上げ た段階ですので、具体的にはこれからの議論となりますが、その議論の中で運転手の不足 が大きな課題の一つであるということが話題に上ったことは承知しております。

このように、今後のバス路線の維持等の観点から、バスの運転手の確保が課題であるということは既に認識しているところですが、そうした課題を踏まえ、今後のバスを含めた公共交通ネットワークの在り方を考えていく会を立ち上げたという段階でして、現時点ではその視点も含めながらしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

- ●岩崎委員 まちをつくったはいいけれども、そこを移動できないということがあってはいけませんよね。また、まちづくりは、5年、10年だけの話ではないと思いますし、お住まいの皆様にとっては死活的な問題かと思います。前回も言いましたように、何でもかんでも地下鉄の路線をどんどん伸ばせという立場ではありませんけれども、先ほど、まずは地域の方が動ける環境を確保し、まちづくりもセットで考えていくというお話もあったので、そこはしっかりと計画を立てて進めていただきたいと思います。
- ●岸本会長 ほかにございませんか。
- ●牧委員 私からは、質問1点と意見1点を申し上げます。 まず、質問です。

今、交通の話が出ましたが、スライドの54ページの取組③のところに、今後も引き続き 交通円滑化に向けた交差点改良を進めますということが書かれていたと思います。また、 これから無料のシャトルバスを走らせるといったこともあったと思うのですけれども、や はり道路を使わざるを得ないような場面も出てくると思います。そこで、交差点改良を進 めるといったとき、どういったことを予定されているのか、伺えたらなと思います。

もう一つは、感想です。

スライドの60ページの既存の樹木への影響のところに配置イメージが出ていますよね。 先ほどの説明の中で、影響する樹木が大体47本で、赤く示されているところというお話が あったと思いますが、実際に事業を行うに当たっていろいろな建物を建てていくとなった とき、建物を建てるところだけではなく、建てる付近の樹木にも少なからず影響が出てく ると思うのです。そうすると、赤く示されたもの以外にも影響が出てくる樹木の本数は増 えてしまうという懸念もありますので、事業を進めるに当たっては、そういった環境への 配慮も重視し、意識して行っていただきたいなと思っております。

●宮崎総合交通計画部長 1点目の交差点改良等の交通のご質問については、総合交通計画部の宮崎からお答えをいたします。

54ページに記載しているものは清田における札幌市の取組ということで、清田と札幌都 心を結ぶ交通について、公共交通機能の向上の観点から様々な方策を検討しているところ でございますが、その一つとして、委員のご指摘のとおり、バスが走る道路という空間の 課題を解決することによって、公共交通の円滑化につながるであろうという観点から取組をしているということで、交差点改良ということに触れているものです。

これまでも複数の交差点で改良を進めてきているのですが、例えば、右折レーンがない 交差点ですと、右折したい車が並ぶことによって、直進の車を阻害し、渋滞の原因になる という現象が起きることが考えられます。このため、右折レーンがなかったり、あるけれ ども、滞留できる長さが足りない交差点について、右折レーンを設置したり、その滞留長を伸ばすことによって直進阻害を解消し、交通の円滑化を図ったりすることが一般的な交差点改良の手法としてはあります。

例えば、この周辺の国道36号などにおいては、平成23年度頃に、清田区役所の前を通る 厚別・滝野公園通について、国道36号や羊ケ丘通の交差点部に右折レーンを設置していま す。また、現在、国道36号と厚別東通の交差点について、交差点部の拡幅による車線の追 加等の対策の検討を進めておりまして、複数の箇所でそうした対策を進めてきたところで す。

今は清田の周辺についてご説明しましたが、清田と平岡を結ぶ交通として、バスなども 道路を使うので、課題のある箇所が生じ得る可能性があるのではないかというご指摘も併 せてございました。これは、先ほどご説明させていただいたもののみならず、全市的に交 通の課題がある場所を把握し、その課題が確認された場合には優先順位をつけながら交差 点改良による渋滞対策等に取り組んでいるところでございます。

●山内プロジェクト担当部長 次に、影響する47本の樹木以外への影響という意見についてです。

これについては既にイオン北海道とお話をしているところです。現在はまだ計画段階ですので、言ってみれば、割とラフな建築の絵ですけれども、これから実施設計を進める中で具体的に影響が出るところ、それから、委員のご指摘のとおり、その周辺の部分にどういう影響があるかは着工前にしっかりと調査していただき、地区計画の届出の協議の中で我々札幌市としてもその辺を確認してまいりたいと思っております。

- ●岸本会長 それでは、能瀬委員からお願いいたします。
- ●能瀬委員 私からは3点お話しさせていただきます。

まず、1点目は、スライドの56ページについてです。道路の安全性について具体的にご説明をいただきまして、ありがとうございました。前回、私から質問をさせていただいた点について、具体的なイメージをお示しいただき、非常に心強く感じましたので、まずはお礼を申し上げます。

その上での発言ですが、私は、安全性について、主に歩行者のことをメインに考えていたのです。今回は、清田地区と平岡地区の間の移動手段の充実というテーマが一つあるということで、その中で、車両以外の手段として、レンタサイクル等も検討されるというご説明がございました。ただ、直線距離で1km、もしかすると道のりでは1.5kmぐらいあるのかもしれませんけれども、徒歩という観点が一つあったらいいのかなと感じました。ですから、もしこれからご検討されることがありましたら、徒歩空間としての充実についても併せてお考えいただけないかなと思いました。

2点目は、バスに関してです。今は、にぎわいの交流拠点と平岡の拠点という拠点同士の交通がメインですけれども、地域住民としての観点から申し上げますと、この間には複数の医療機関がありますよね。できましたら、その間のところへの足としても利用可能なバスが充実すると、地域生活にとってもよりよいと思います。例えば、どちらかの拠点で過ごして、それ以外の施設でも用事を済ませられるとなりますと生活の利便性向上にもつながるのかなと思いますので、その点についてご配慮をいただけるとありがたいなと感じました。

最後に、緑地系の話ですが、今回、緑地1号は、地区計画のルールとして保全が担保されるということ、もう一つ、物理的にフェンスをきちんと張り巡らし、保全がされるということで、地域住民としても非常に頼もしいなと思っています。

そこで、お願いです。実際に保全がされているのか、アオサギはきちんと生息しているのかを地域住民が実際に感じられるといいますか、モニタリングできるような仕組みもあるとよいのかなと思いました。先ほど、岡本委員から、実際にフェンスをつけたり、ルールをつくったりするのはいいけれども、それだけで本当に担保できるのかみたいなお話が多少あったように私は受け取ったのですね。確かに、保全されているところでもそれが残念ながら破られるようなことも他地域では拝見したりしているので、それを少しでも防ぐ手段として、ルールと物理的なことのほかに、市民の意識を高めるということ、そして、そのために実際にその地区の緑地が担保されているのだということを、日々、市民がモニタリングできるようなものがあったらいいなと感じましたので、申し上げさせていただきました。

●山内プロジェクト担当部長 3点についてお答えをいたします。

まず、1点目の歩行者の歩行環境の充実についてです。

現在、イオン北海道と協議をする中でレンタサイクルみたいなアイデアも出てきているのですが、我々札幌市としてできることとなると、道路管理者として安全な道路空間をどう提供するかでして、例えば、今、都心部で展開している青矢羽根の取組を行く行くは郊外部でも展開できないか、今後考えていかねばならないのかなという話も出てきております。

加えて、今、歩行者というご意見もいただきましたので、そういったことも併せて協議 し、複数のいろいろな交通手段を念頭に置き、安全な道路空間の整備に取り組んでまいり たいと思います。

次に、連絡バスに関し、途中で降り、別のところで用事を足せるようにできないかについてです。これについてはバスの事業法の関係もあり、いわゆる乗り合いバスとして使う場合とお買物バスとして使う場合で制約が変わってきます。どこまでできるかについて、イオン北海道や中央バスと協議しつつ、地域の皆さんに最大限有効活用していただけるような方策を考えていきたいと思います。このとき、最終的に委員のご意見に沿わない場合

も出てくるかもしれませんが、ご了承をいただきたいと思います。

次に、緑地1号の住民モニタリングについてです。現在、イオン北海道からは、アオサギの保存会と連絡を取りながらモニタリングをしていくというお話を聞いているところですが、今、委員がおっしゃられた市民に見ていただきながら保全していく取組がどういう形で可能なのか、これからイオン北海道と話をしていきたいと思います。

- ●能瀬委員 バスの件について、制度的な制約があることは承知いたしましたけれども、 できるだけ工夫し、何とか地域住民の生活の利便性向上につながるような取組をされるよ うに願っております。
- ●岸本会長 ほかにございませんか。
- ●福田委員 私からは牧委員のご意見に似たような話になるかと思います。

スライド60ページに影響する樹木の位置などが載っていて、既存樹木への影響が少なくなるよう施設を配置すると書かれていますが、その前の59ページのように、現に樹木が少ない場所があるのであれば、その部分を積極的に使った施設配置を行うべきではないのかなと思っております。現在はイメージ段階で、一つの大きな施設ではなく、小さな規模の建物が分散配置される計画だということですが、木を伐採してまで本当にこれだけの施設が必要なのかどうか、あるいは、空中歩廊の位置が本当に適切なのかも含め、できるだけ既存の樹木への影響が少なくなるような施設配置を計画していただきたいなと思います。

次に、確認ですが、にぎわいの創出のために広場とホールを設置するという計画ですよね。屋外広場は樹林地のほうにつくり、ホールは平岡イオンの増床棟に含まれるような形で計画されると認識しましたが、それでよろしいでしょうか。

●山内プロジェクト担当部長 先に確認事項についてですが、ホールは増床棟に整備されるということで間違いありません。

それから、1点目の伐採してまで建てないようにいろいろと工夫すべきではないかということについてです。

我々としても、伐採が極力少なくなるようにということで今協議しているところです。 ただ、1点、事情と申しますか、現状をお話しさせていただきますと、例えば、③の木が 鬱蒼と生えているところは、専門家に相談してみたところ、この全てを保全することが果 たしてこの森にとっていいのかどうかについていろいろと議論があるようで、少し伐採す るなどして手を入れ、適切な間隔を取って保全するともっといい林になるという見方もあ るように聞いております。

とはいえ、実際に建築計画を立てる中で、言ってみれば、伐採しても問題ないような細い木などを中心にということがきっとこれから必要になってくると思うのですけれども、

将来的な全体の林の保全につながるような建て方なり伐採を心がけていただけるよう、イオン北海道と協議していきたいと思っております。

●岸本会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、ご質問等がございませんでしたら、採決に移りたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、採決に入ります。

既にご案内いたしましたとおり、曲長通関連及び平岡3条5丁目地区関連につきまして は一括で採決を行うことにいたします。

議案第1号から第5号の曲長通関連、及び、議案第1号から第4号、第6号、第7号の 平岡3条5丁目地区関連につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

●岸本会長 全員賛成と認めます。

よって、本案については当審議会として同意することといたします。

それでは、以上で本日予定の審議案件は全て終了いたしました。

全体を通して、ご意見やご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、事務局にお返しいたしますので、お願いいたします。

4. 閉 会

●事務局(村瀬都市計画課長) 本日は、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

これによりまして、令和4年度の審議は全て終了となります。

お知らせになりますが、来年度の第1回目の審議会につきましては、5月末から6月上旬の開催を予定しております。開催日の調整など、様々な要素が決定次第、来年度の年間予定と併せてご連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、第120回札幌市都市計画審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上

第120回札幌市都市計画審議会出席者

委員(20名出席)

 相 内 雄 介
 市民

 阿 部 美 子
 市民

 石 川 伸
 北海道開発局開発監理部次長

 石 嶋 芳 臣
 北海学園大学経営学部教授

岩 崎 道 郎 札幌市議会議員

岡 本 浩 一 北海学園大学工学部教授

岸本太樹北海道大学大学院法学研究科教授

齊 藤 拓 男 市民

佐々木 みつこ 札幌市議会議員

佐 藤 源五郎 札幌商工会議所住宅不動産部会部会長

佐藤能啓 北海道警察本部交通部長(梶貴晶 代理出席)

田 中 啓 介 札幌市議会議員

鳥 形 ちづる 市民能 瀬 与志雄 市民

信 太 一 人北海道建設部まちづくり局長福 田 菜 々北海道科学大学工学部准教授

前 川 隆 史 札幌市議会議員

牧 真 由 市民

村 上 ゆうこ札幌市議会議員よこやま 峰 子札幌市議会議員

札幌市(8名出席)

村 瀬 利 英 まちづくり政策局都市計画担当局長

山 内 仙 才 まちづくり政策局プロジェクト担当部長

高 久 政 行 まちづくり政策局都市計画部長

宮 﨑 貴 雄 まちづくり政策局総合交通計画部長

仁 宮 亨 まちづくり政策局政策企画部政策推進課長村 瀬 尚 久 まちづくり政策局都市計画部都市計画課長

阿 部 賢 まちづくり政策局都市計画部地域計画課長

小 林 伸 樹 まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課長